

令和 年 月 日

法人番号

この申告の基礎となる修正決定の修正による。

所在地 (本籍地等) (電話)

代表者氏名 (ふりがな)

経理責任者氏名 (ふりがな)

事業種目

資本金の額が1億円以下のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等

期末現在の資本金の額 (解散日現在の額)

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額 (解散日現在の額)

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在の資本金の額

法人区分 イに掲げる法人

業 務 概 要		課 税 標 準	税 率 (100)	税 額	備 考
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					(使途匿名税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額
所得割	所得金額総額別表5⑳				①
	年400万円以下の金額		0.00		②
	年400万円を超え年800万円以下の金額		0.00		③
	年800万円を超える金額		0.00		④
	計 ㉑+㉒+㉓		0.00		⑤
	軽減税率不適用法人の金額		0.00		⑥
付加価値割	付加価値額総額				⑦
付加価値割	付加価値額		0.00		⑧
資本割	資本金等の額総額				⑨
資本割	資本金等の額		0.00		⑩
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					道府県民税の特定寄附金税額控除額
収入割	収入金額総額				⑪
	収入金額		0.00		⑫
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					税額控除超過額相当額の加算額
所得割	所得金額総額別表5㉔				⑬
	所得金額		0.00		⑭
付加価値割	付加価値額総額				⑮
	付加価値額		0.00		⑯
資本割	資本金等の額総額				⑰
	資本金等の額		0.00		⑱
収入割	収入金額総額				⑲
	収入金額		0.00		⑳
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額
付加価値割	付加価値額総額				㉑
	付加価値額		0.00		㉒
資本割	資本金等の額総額				㉓
	資本金等の額		0.00		㉔
収入割	収入金額総額				㉕
	収入金額		0.00		㉖
法第72条の2第1項第5号に掲げる事業					外国の法人税等の額の控除額
所得割	所得金額総額別表5㉗				㉗
	所得金額		0.00		㉘
付加価値割	付加価値額総額				㉙
	付加価値額		0.00		㉚
資本割	資本金等の額総額				㉛
	資本金等の額		0.00		㉜
収入割	収入金額総額				㉝
	収入金額		0.00		㉞
法第72条の2第1項第6号に掲げる事業					仮装経理に基づく法人税割額の控除額
所得割	所得金額総額別表5㉟				㉟
	所得金額		0.00		㊱
付加価値割	付加価値額総額				㊲
	付加価値額		0.00		㊳
資本割	資本金等の額総額				㊴
	資本金等の額		0.00		㊵
収入割	収入金額総額				㊶
	収入金額		0.00		㊷
法第72条の2第1項第7号に掲げる事業					差引法人税割額 ㊷-㊸+㊹-㊺-㊻-㊼
所得割	所得金額総額別表5㊽				㊽
	所得金額		0.00		㊾
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第8号に掲げる事業					既に納付の確定した当期分の法人税割額
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第9号に掲げる事業					租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第10号に掲げる事業					この申告により納付すべき法人税割額 ㊿-㊿-㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第11号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第12号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第13号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第14号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第15号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第16号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第17号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第18号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第19号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第20号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第21号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第22号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第23号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第24号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第25号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第26号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額				㊿
	収入金額		0.00		㊿
法第72条の2第1項第27号に掲げる事業					この申告により納付すべき道府県民税額 ㊿+㊿
所得割	所得金額総額別表5㊿				㊿
	所得金額		0.00		㊿
付加価値割	付加価値額総額				㊿
	付加価値額		0.00		㊿
資本割	資本金等の額総額				㊿
	資本金等の額		0.00		㊿
収入割	収入金額総額</				

		事業年度				法人名															
(事業税)	⑩の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業								法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の標準法人所得割額	⑦⑦	兆	十億	百万	千	円	00				
		所得割	⑥④	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	⑥⑤	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (⑦⑦×/100)	⑦⑧	00	
		資本割	⑥⑥						00	収入割	⑥⑦						00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の標準法人収入割額	⑦⑨	00	
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額 (⑦⑨×/100)	⑧①						00	同上に対する特別法人事業税額 (⑦⑨×/100)	⑧②	00	
		所得割	⑥⑧	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	⑥⑨	兆	十億	百万	千	円	00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の標準法人収入割額	⑧③	00	
		資本割	⑦①						00	収入割	⑦②						00	同上に対する特別法人事業税額 (⑧③×/100)	⑧④	00	
		法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の標準法人収入割額	⑧⑤						00	同上に対する特別法人事業税額 (⑧⑤×/100)	⑧⑥	00	
										付加価値割	⑦③	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (⑧⑤×/100)	⑧⑦	00	
		資本割	⑦④	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	⑦⑤						00	合計特別法人事業税額 (⑦⑧+⑧①+⑧③+⑧⑤)	⑧⑧	00	
		⑩のうち見込納付額								差引	⑦⑥							00	仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	⑧⑨	
										差引特別法人事業税額 ⑧⑧-⑧⑨								⑧⑩	00		
										既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額								⑧⑪	00		
										租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額								⑧⑫			
										この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑧⑩-⑧⑪-⑧⑫								⑧⑬	00		
										⑩のうち見込納付額								⑧⑭			
差引 ⑧⑬-⑧⑭								⑧⑮													